

# 未来



全労協・郵政産業労働者  
ユニオン長崎中郵支部  
機関紙「みらい」  
NO. 4297  
22年11月4日(金)  
Tel・Fax 095-828-1953  
文責 支部書記長

## 年繁要求書提出

## 年繁期交渉スタート

おはようございます。  
支部は先月末「2022年度年末年始繁忙要求書」を提出。年繁期交渉を開始しました。  
今年度の年繁期は昨年10月の「郵便サービス見直し」に伴う「送達日数繰り下げ」後の初の年繁です。昨年度は、昨年10月の土曜日休配の影響はさほどなく、混乱の無い年繁を終えることが出来ました。  
今年度は12月31日が土曜日、1月1日(以下、元旦)が日曜日となり、土曜休配の影響がかかる曜日配列となりますが、12月31日は休配。元旦は例年通り年賀状配達と通常郵便の配達を行うことが明らかにされています。  
支部が提出した年繁要求書では、「元旦の勤務は例年の7時からとせず、7時半か8時からの勤務

とすること」と要求しています。  
数年前から年賀状の午前中配達に縛りがなくなり、今年度は通常郵便と一緒に配達するのであれば元旦に7時出勤を行う必要はないと考えます。



この他、今年度から、更衣時間が勤務時間に含まれる「勤務時間制度の見直し」が行われたため、超勤時の15分間の休憩時間取得が無くなりまし。その関係で年繁期など3時間以上の超勤が発令される場合は、昼の休憩時間終了後の13時45分から6時間以上の連続勤務となる事も想定されます。  
ユニオンは以前より「社員勤務時間・休暇手続 第20条による」2時間以上の超勤をした場合に適用される「特別休息」を取得させるように求めてきました。  
言うまでもなく連続勤務は集中力の欠如による

事故の可能性が高まるだけでなく、作業効率も落ちることは明らかです。  
長中局には連続勤務を避ける意味からも2時間以上の超勤が見込まれる場合には定時の勤務時間終了後に特例休息(2時間で10分、3時間超勤で20分)の休息を取得させ、リフレッシュした形での作業開始となるように配慮することを求めます。

**10月定期窓口報告**  
支部は10月28日に長中局と10月期の定期窓口を行いました。  
○9月の超勤状況  
第一集配営業部で新型コロナウイルス感染症対策の為に30時間を超えた社員が1名いるが、他の社員に超えたものはいない。



○コロナ感染症関連  
今日時点で陽性者及び自宅待機者はいない。  
○インフルエンザ

局でも予防接種を行う。社員も感染予防に心がけてほしい。接種費用の助成はない。  
○熱中症対策は終了しアンケートの集約中  
○生理用品棚など設置等のアンケート実施中(11月6日まで)  
○新大工町大型マンション関連  
10月17日に部長と課長が現地の管理会社を訪問。24日には課長と当該班の課長代理が訪問  
宅配ボックス・エレベーター設置状況などを確認。課長たちでまとめ職員に落とし込む予定(＊月末に実施済み)

○9月30日の本紙掲載についての申し入れ  
誤解を招く表現であり訂正を求める。\*後述のとおり訂正

組合より  
○生理用品棚など設置等のアンケートは、ユニオンも求めていたものであり実施を評価する。  
項目も棚などの設置だけでなく、生理期間の勤務で困ったこと、「生理期間中、職場に改善・配慮してほしいこと、はありますか」と尋ねている。

特に男性社員には理解していない社員も多い。つらい症状の中で勤務していることについて、今回のアンケート結果をもとに啓発活動に取り組んでほしい。  
また日本郵便の社員だけでなく、ゆうちょ銀行など日本郵政グループ各会社の社員にもアンケートを取り組んだことも評価する。



**訂正のお知らせ**  
9月30日の機関紙「未来」掲載文について長中局の指摘に基づき訂正します。  
「支部は(中略)当日出勤の管理者と課長に申し入れを行う」について、当該の管理者・課長に対して「組合からの申し入れ」だと伝えていなかったにもかかわらず「支部から申し入れを行う」と記載した表現は誤解を招くものであり削除します。今後は組合からの申し入れについては窓口を通じて行います。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員が正社員化を。ゆめが、均等待遇。なげん差別。ユニオンは労基法裁判に勝利したぞ！

